

背景

1 戦後農政の歩み

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

戦後農政

基本法農政

新農政

新基本法農政

基本的課題

農村の貧困追放と都市への食料供給

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等の需要が拡大する作物への生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営の育成
- ③市場原理の一層の導入

- ①食料の安定供給の確保
 - ②多面的機能の十分な発揮
 - ③農業の持続的な発展
 - ④農村の振興
- ⇒食料自給率目標の導入

広範な自作農を創設・定着するための農地改革

農地流動化推進

担い手の育成・確保

効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

・農地法の制定(S.27)

・農地法の改正(S.45)
(借地による農地流動化)

・農用地利用増進事業(S.50、単独法化(S.55))

・農業経営基盤強化促進法(H.5)
(経営支援策の体系化、認定農業者制度の創設)

・中山間地域等直接支払制度(H.12)
・経営所得安定対策大綱(H.17)

・農地法の改正(H.21)

・戸別所得補償制度(H.22~)
※「経営所得安定対策」に名称変更(H.25)

品目横断的経営所得安定対策(H.19)と農地・水・環境保全向上対策(H.19)が車の両輪

リース方式による一般企業参入の全面自由化

・販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施
・米価下落時の補てん

食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

米の生産調整開始

国の全量管理から民間主導の流通へ

米政策改革

食糧増産5か年計画(S.27)
食糧法制定(S.17)

・恒常的な米輸入

・米価算定に生産費所得補償方式導入(S.35)

・米の生産調整本格開始(S.46)

・日米農産物交渉合意(S.63)
(牛肉・かんきつ輸入数量制限の撤廃)

・食糧法制定(H.6)
(備蓄のための政府買入れに限定、計画流通制度への移行等)

・新たな米政策大綱決定(H.9)

・稲作経営安定対策創設(H.9)
備蓄運営ルールを導入

・ウルグアイラウンド合意(H.5)、MA米輸入開始(H.7)、米の関税化(H.11)

・米政策改革大綱決定(H.14)

・食糧法改正(H.16)

・米の需給調整の見直し(H.22~)

・ドーハラウンド交渉開始(H.13)

生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)

計画流通制度の廃止等

・米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする

・TPP交渉参加をめぐる議論(H.22~)

農地・担い手

米

2 経営安定対策の歩み

- 政府が決めた価格で米を買い入れるなど価格政策がとられてきた中、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法において「価格政策から所得政策への転換」という政策方向が示されて以降、農産物の価格は需給事情等を反映して形成されるようにしつつ、農業者の経営安定に資する政策へと徐々に移行。
- 平成19年からは水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)を導入し、担い手に対象を限定した、品目ごとではなく担い手の経営に着目した直接支払による所得政策へと移行。
- 平成22年からは、直接支払による所得政策をとりつつ、すべての農業者を対象とする農業者戸別所得補償制度を導入。

H4.6
新しい食料・農業・農村政策の方向

≡ 今後の価格政策のあり方について課題を提示

効率的・安定的経営体が生産の大宗を占めるような農業構造を実現していくことによりコスト削減に努めながら、このような農業構造の変革を促進するため需給事情を反映させた価格水準としていく必要がある。
その際、価格低下と育成すべき経営体の規模拡大などによるコスト削減にタイム・ラグが生じないように努める必要がある。

H10.4
米を対象とした
稲作経営安定対策の導入

H11.7
食料・農業・農村基本法

≡ 価格政策から所得政策への転換

第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。
2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

H12.3
食料・農業・農村基本計画

≡ 農業収入又は所得の変動を緩和する仕組みの検討

育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格の変動に伴う農業収入又は所得の変動を緩和する仕組み等について、今後、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しながら検討を行う。

H16.4
米を対象とした
担い手経営安定対策の導入

H17.3
食料・農業・農村基本計画

≡ 水田作及び畑作について、担い手を対象とした品目横断的経営安定対策の導入

複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、担い手を対象とした品目横断的経営安定対策を平成19年産から導入する。モラルハザードが生じないようにすることを前提に、構造改革の加速化の必要性、対象品目に関する制度の検討状況や米政策改革の実施状況等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、対策の仕組みや、経営規模・経営改善の取組に関する要件等を具体化する。

H19.4
品目横断的経営安定対策の導入

H22.3
食料・農業・農村基本計画

≡ 戸別所得補償制度の導入

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することが必要。このため、戸別所得補償制度を導入。

H22.4
農業者戸別所得補償制度の導入
※本格実施はH23.4～
H25.4～
経営所得安定対策として実施

II それぞれの仕組みの概要

1 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的対策)の構成(平成19～)

【2つの補てん対策を実施】

- ① **ゲタ対策**・・・諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正(生産コストと販売収入との差額に着目)
- ② **ナラシ対策**・・・毎年の収入の減少の影響を緩和するための補てん

【対象となる経営体】

「認定農業者」又は「集落営農」で**一定の経営規模(面積)※**を有すること

※1 一定の経営規模とは、都府県 4ha以上、北海道 10ha以上、集落営農20ha以上

※2 市町村が認めた場合には、一定の経営規模以下でも加入できる市町村特認を用意

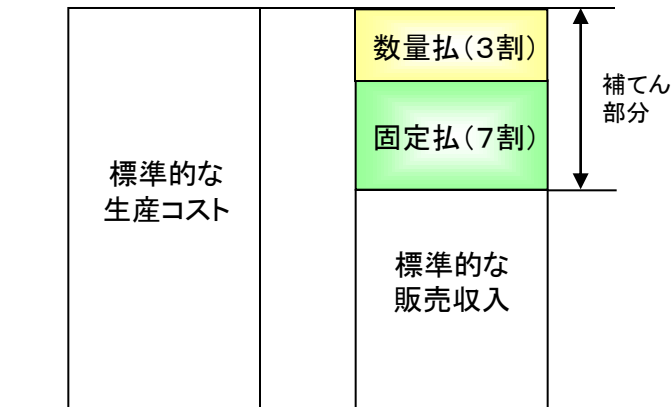
- ・ゲタ対策は、H23・24は戸別所得補償制度の畑作物の所得補償交付金、H25は経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金として実施しているため、執行停止。
- ・ナラシ対策は実施中。

①ゲタ対策(生産条件不利補正対策)

【対象品目】(米は対象でない)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

- ・ 2種類の支払で、対象作物のコスト割れを補てん。
- ・ ①「過去の作付面積に対する面積払(固定払)」と、
②「当年産の生産数量に対する数量・品質払(数量払)」に分けて支払。

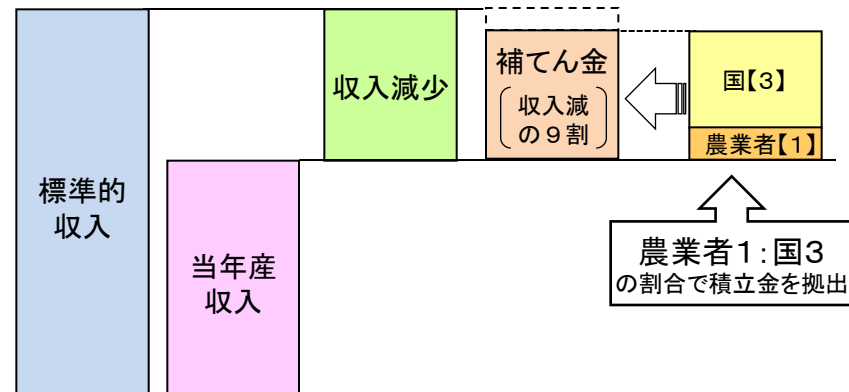


②ナラシ対策(収入減少影響緩和対策)

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

- ・ 当年産収入額の合計(作物ごとの収支の合算)が過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん(価格下落が継続すると標準的収入額が下落。)
- ・ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出。
(生産者1:国3)



2 農業者戸別所得補償制度の構成(平成22~24)(平成25~経営所得安定対策)

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

交付対象者

- ◇ 販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(畑作物のコスト割れを補てん)

【水田・畑地共通】

【数量払】

対象作物	交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	交付単価
てん菜	6,410円/トン
でん粉原料用ばいしよ	11,600円/トン
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

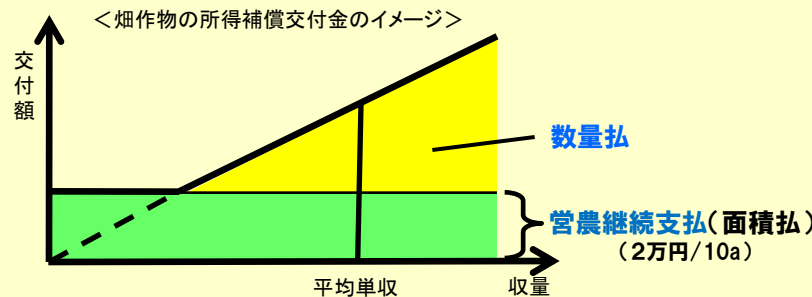
○ 品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

【営農継続支払(面積払)】

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金(転作助成金)

(主食用米と転作作物の所得差を補てん)

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】

1.5万円/10a

【耕畜連携助成】

1.3万円/10a

【産地資金】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金(固定部分)】

(主食用米のコスト割れを補てん)

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金(変動部分)】

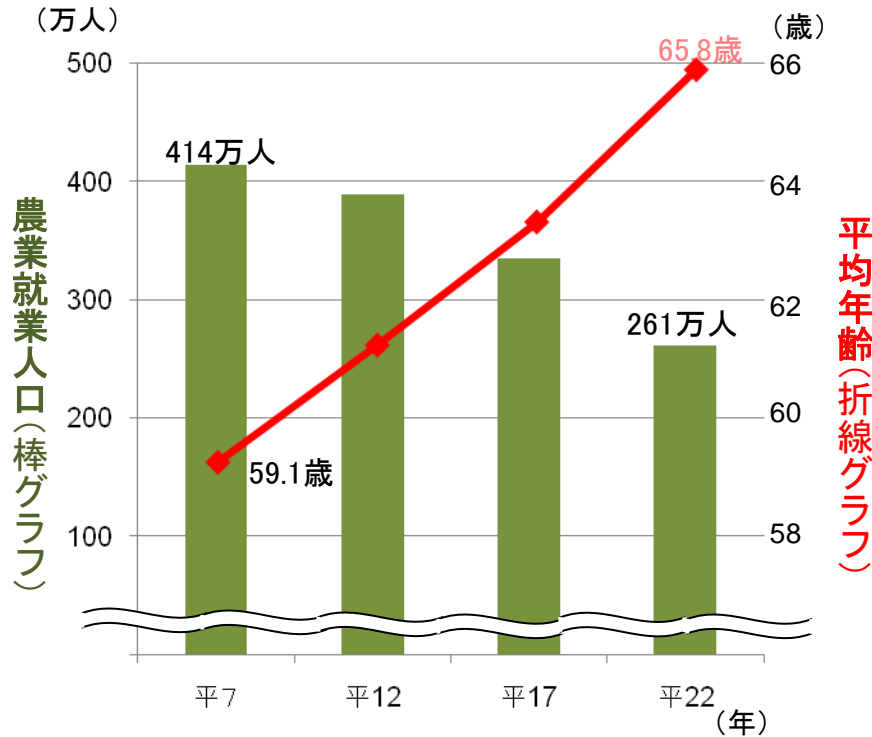
(主食用米の標準的販売価格からの下落分を補てん)

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

※ 平成25年度は、経営所得安定対策として基本的に同様の仕組みで実施。

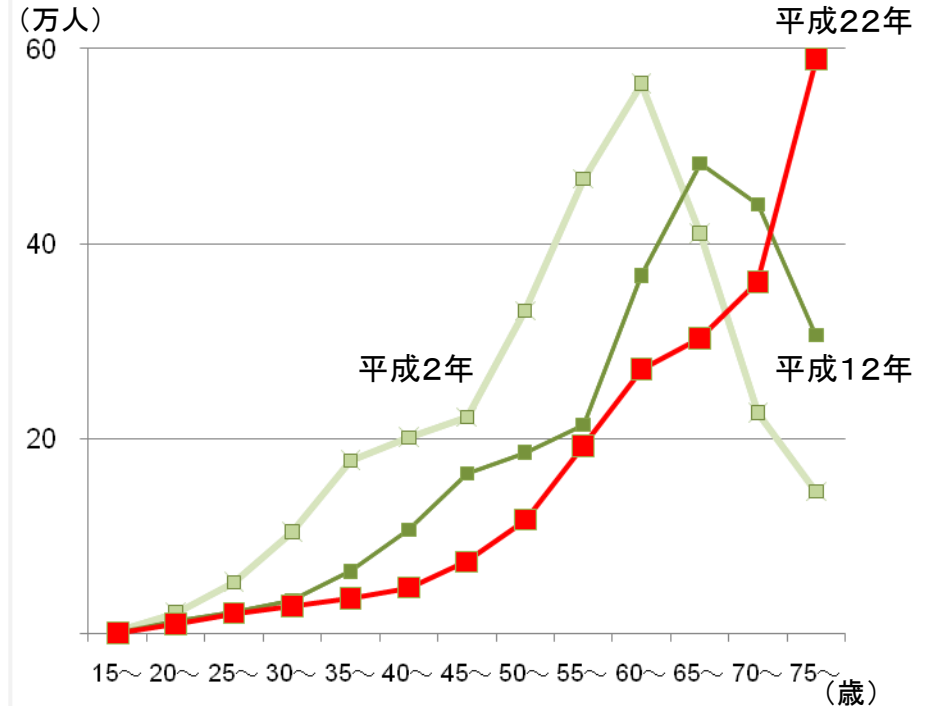
農業就業人口は15年間で4割減少。農業者の平均年齢は約66歳。

農業就業人口とその平均年齢の推移



資料:農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者の年齢構成



資料:農林水産省「農林業センサス」

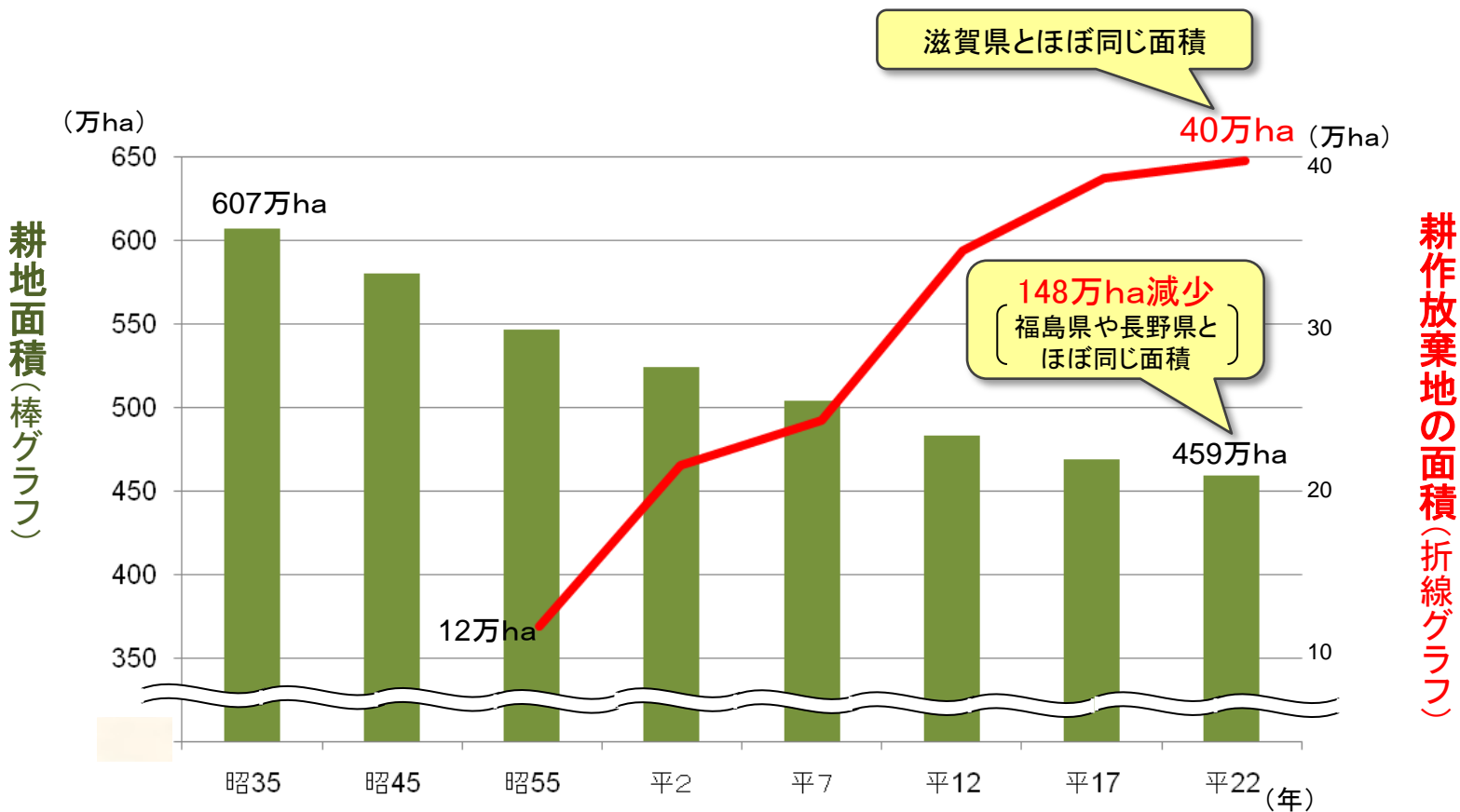
(用語の解説)

農業就業人口: 自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員。

基幹的農業従事者: 農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

耕作面積は半世紀間に約150万ha減少。耕作放棄地は年々増加。

耕地面積及び耕作放棄地の面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」

○ 力強い農業構造実現に向けて、人と農地の問題を解決しましょう

	地域の中心となる経営体（法人を含む）が存在する地域	核となる集落営農が存在する地域	地域の中心となる経営体も核となる集落営農も存在しない地域
基本方向	人・農地プラン（集落・地域で話し合って作成）		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中心となる経営体への農地集積 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落営農への農地集積 ○ 集落営農の法人化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落営農を組織し、そこへ農地集積し、法人化 又は ○ 新規就農の推進 又は ○ 地域外の農業者への作業委託の推進 等
新規就農	青年新規就農倍増プロジェクト		
集落営農の組織化・法人化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落営農の法人化支援（40万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生協議会による集落営農の組織化の支援
農地集積	農地集積のための総合的な対策		
機械・施設の導入 （経営の複合化・多角化等に必要なものを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営体育成支援事業 ○ 6次産業化推進整備事業 ○ 各種融資制度（スーパーL資金、経営体育成強化資金、就農支援資金 等） 		

○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成のメリット

25年度予算概算決定【11億円】
(24年度予算【7億円】)

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、
集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

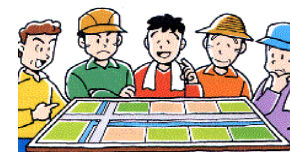
☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始めることが必要です。



3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

- ☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
- ☆ 一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。